

福島第一原発事故の放射能被害は宮城県でも深刻だ。県内の酪農農家をはじめ多数の被害者がさまざまな形で苦しんでいる。被害者は民法の不法行為に基づき東電電力に対し損害賠償を請求することができるとして、とうとう2014年3月で福島原発事故から3年が経過する。民法によれば不法行為の消滅時効期間は3年で、来年3月に時効問題が発生する。

民法には時効の中断という制度があり、主な中断事由は「請求」と「承認」である。「承認」は東電が損害賠償債務を認めることであるが、東電が認めない以上「請求」を怠るしかない。この「請求」は原則として裁判上の請求（提訴）でなければならず、裁判によらない請求の場合は請求から6カ月以内に提訴することが必要になる。

この点に関して、6月に原賠ADR時効特例法が成立・施行された。この法律は原子力損害賠償紛争審査会の紛争解決センター（原発ADR）に申し立てを行い、争点が明確になり和解が打ち切りになった場合に、打ち切り後1カ月以内に裁判所に提訴したケースに限って時効中断を認めるというものだ。しかし、ADRの申し立て数がごくわずかである現状、立法後に申し込数が大きく増えていないこと、打ち切り後わずか1カ月以内の提訴を強いていることから、救済の効果は極めて限定的と思われる。

民法が原則10年の時効期間を不法行為において特別に3年という短期の時効



宮城原発被害弁護団
団長・弁護士 修
菊地 修
(56歳・仙台市青葉区)

短期時効の適用除外を

9/23 河北

東電の原発賠償

期間にしたのは、交通事故のように突然見知らずの者同士が衝突して一方が他方をけがらせた場合、早期賠償責任追究にちからずは酷だ、また3年経過して何も言っていないのは加害者を許しているのではないかという懸念だ。そこにあるのは、今日は被害者でも明日は加害者になりうる「立場の互換性」という考えだ。

しかし原発事故はこれと全く異なる。東電は絶対的加害者であり、立場の互換性はない。従って今回の原発事故に3年の短期消滅時効を適用すると、目体許されない。日弁連、東北弁護士連合会、仙台弁護士会は政府と国会に対し3年の短期消滅時効の適用排除を求める意見書を提出しているが、現在のところ政府・国会に動きはない。

東電は精神的損害のケースでは受け付けを開始した11年9月が時効の起算点になる（14年9月時効完成）との見解を公表している。時効期間が経過しても賠償に応じると述べているが、この見解はあくまで現時点のものであり、将来変更される危険性が残されている。

時効制度は、永続した事実状態を権利関係に高めるものであり、そこには反倫理的側面（「ある」ことが「ない」ことになつてしまふ）があるので、時効を援用（主張）するかどうかを債権者の意思に委ね、援用によって効果が発生する。果たして東電電力に責任を論理を期せざるであらうか。むしろ、時効を援用しないと東電の経営陣が株主から責任追及される可能性もあるのだ。来年3月以後、一斉に時効の援用が始まり、大量の権利が消滅する事態を恐れる。

来年3月に向けて、政府と国会に短期時効排除特例法の制定を求めていくと同時に、被害者が直前に内容証明を東電に送り付け暫定的に時効を中断し、6カ月以内に提訴する取り組みが必要になる。詳細は、弁護団相談窓口022(300)6007に相談してほしい。（投稿）